

③資材及び機械の運搬に用いる車両の運行

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・資機材運搬車両等の運行経路の往路、復路を別経路とし、重要な種の生息が多数確認された水岳、カタフタ山、タキ山などに近接するルートは避ける。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、資機材運搬車両等の運行ルートは重要な鳥類の繁殖確認地点から1 km以上離れており、距離減衰を考慮すると、資機材運搬車両等の運行による生息環境の変化はないものと予測され、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響はなく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

(2)環境影響の回避・低減の検討

工事の実施に当たっては、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響は、以下に示すとおり、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

①造成等の施工による一時的な影響

ア)重要な種の移動

改変区域において確認された重要な種のうち、地上徘徊性で移動能力が小さく、改変区域内の生息個体が消失することにより事業実施区域周辺の個体群の存続に影響があると考えられる重要な種11種のうちの9種(セマルハコガメ、サキシマアオヘビ、ヤエヤマクビナガハンミョウ、ヤエヤマミツギリゾウムシ、ナガオオズアリ、ヤエヤマアツブタガイ、ヤエヤマヒラセアツブタガイ、ノミガイ、ヨワノミギセル)及び、天然記念物である4種(キシノウエトカゲ、オカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ)については、事業実施区域周辺の適地へ自力移動を促すか捕獲移動を行うことにより個体の生息は確保されと考えられ、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。

ただし、コガタノゲンゴロウについては適切な移動地が事業実施区域周辺にないことから、生息環境を創出し、そこへ移動を行うことにより、損なわれる環境の有する価値は代償されるものと判断される。また、ホラアナゴマオカチグサガイについては遺伝的な攪乱を生じるおそれがあり移動は行わないことから、残存する生息環境であるA及びD洞窟の周辺環境の保全に努めることとする。

イ)進入防止柵の設置

後年次の改変区域に生息する重要な種の生息個体と、自力移動及び捕獲移動を行った生息個体の改変区域内への再進入を防止するため、改変区域の境界に進入防止柵を設置し、生息個体の保護を図ることにより、改変年次まで現状のまま生息可能となることから、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。